

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2025100760001
- 2 工事名 桐原地区ほか特環下水道築造7-8号工事
- 3 開札日 令和8年1月14日
(再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日)

申立内容	回答
明細書AMA0101号とAMA0071号にある鋳鉄製防護蓋T-8の単価の違いを教えてください。 明細書AMA0093号のアスファルト殻処分単価が2,000円/tとなっていますが、東亜道路工業㈱広島瀬野川アスコンの処分単価は2,300円/tとなっています。	桐原地区の明細書 AMA0101 号内にある鋳鉄製防護蓋 T-8 単価について、誤りがありました。 施行条件明示 8-3 建設副産物関係のアスファルト塊（小河原地区）の搬入先の記載に、誤りがありました。
第AMA0093明細書 殼処分 殼処分 アスファルト殼 J01=アスファルト殼 J03=昼間搬入 J04=殼処分費 2,000円/t と明記されていますが、東亜道路工業㈱広島瀬野川アスコン 東広島市志和町冠11030-4の処分費は2,300円/t ではないでしょうか。	同上

検証結果
積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる結果となりました。 このため、当該入札を中止します。